

令和3年4月27日

保護者 様

長岡京市教育委員会
教育長 西村文則
長岡京市立長岡第三小学校
校長 尾瀬さち子

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた学校の対応について

日頃は、本市の教育にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先日、令和3年4月25日から同年5月11日までの期間、京都府に緊急事態宣言が発令されました。本市でも、今月に入りすでに多くの感染が確認され、2月、3月を大きく上回るスピードで感染が拡大しつつあります。また、家族内に留まらず家族以外の接触者への感染も多く見られ、感染力の高い変異株の全国的な広がりに合わせて、これまでで最も警戒を要する状況にあります。本市の中学校においても複数の感染者が確認され、各学校においても感染リスクは以前に増して高くなっています。

このことを受け、各学校におきましては、一部の教育活動に制限をかけつつ、感染防止対策を徹底し教育活動を行ってまいります。

ご家庭におかれましても、手洗いや室内の換気、不要不急の外出の自粛等、感染症対策を徹底していただきますようお願いいたします。

なお、緊急事態宣言が発令されている期間の各学校の対応については、下記のとおりといたしますので、ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 緊急事態宣言発令時の対応

(1) 登校の判断等について

ご家庭において、引き続き登校前の検温とカードへの記入についてお願いするとともに、児童生徒に体調不良等の症状が見られる場合は、登校を控えてください。また、同居のご家族に発熱等の風邪症状がある場合につきましても、登校を控えてください。(欠席ではなく、出席停止の取扱いとします)

なお、児童生徒本人又は同居のご家族が濃厚接触者に特定された場合やPCR検査を受検する場合、また、感染等が判明した場合は引き続き速やかに学校(学校業務時間外や休日の場合は市役所075-951-2121 代表)に連絡してください。

(2) 学習活動について

感染防止策を徹底し学習活動を行います。特に、音楽の合唱やリコーダー等の演奏、保健体育の接触する運動、家庭科の調理実習については制限をかけて実施します。

(3) 部活動について

本日から5月11日までの期間(緊急事態宣言が発令されている期間)は、部活動を中止します。

(4) 修学旅行及び宿泊学習等について

修学旅行、宿泊学習、校外学習、遠足については、緊急事態宣言が発令されている期間は実施しません。

2 その他

新型コロナウイルス感染症に係る緊急の連絡を含め、児童生徒が下校した後の緊急連絡を緊急連絡メール(ミマモルメ)を活用して連絡することがあります。ミマモルメへの登録がお済みでない保護者の方は、お早めに登録をお願いいたします。登録方法等については各学校にお問い合わせください。